人事行政の運営等の状況

人事行政の公平性・透明性の確保を目的に制定した「坂城町人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、職員数や給与、勤務条件などの状況を公表します。

（3）職員の平均給料・平均給与月額及び平均年齢

（R8年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
国	342,178円	428,451円	41歳8月	—	—	—
町	332,452円	393,558円	42歳8月	—	—	—

※一般行政職とは、税務職員・保健師・企業職員（下水道）・技能労務職などを除いた職員をいいます。
※平均給与月額とは、給料月額に扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです

（4）職員の初任給の状況（R8年4月1日現在）

区分		国	坂城町
一般行政職	大学卒	232,000円	236,800円
	高校卒	200,300円	204,400円

※初任給は、試験採用時によるものです。

（5）職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

（R8年4月1日現在）

区分		経験年数		
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	276,300円	292,920円	330,407円
	高校卒	—	—	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

（6）一般行政職の級別職員数の状況（R8年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	係長 主査 主任	課長 主幹 技幹	副参事	参事	
職員数（人）	6	25	25	32	2	1	91
構成比（%）	6.6	27.5	27.5	35.1	2.2	1.1	100.0

※「坂城町一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

1．職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の採用・退職の状況（R7.4.2～R8.4.1）

単位：人

職種	R7.4.1現在	退職者数	採用者数	R8.4.1現在
一般事務職	97	5	4	96
技術職	5	0	0	5
保健師	6	0	1	7
保育士	24	1	2	25
技能労務職	0	0	0	0
合計	132	6	7	133

（2）部門別職員数の状況と増減（分類は定員管理調査による）

単位：人

部門	職員数		増減数	増減理由
	7年度	8年度		
議会事務局	2	2	—	
総務	24	25	＋1	事業見直し等による増
税務	9	10	＋1	事業見直し等による増
民生	35	36	＋1	事業見直し等による増
衛生	12	13	＋1	事業見直し等による増
労働	1	1	—	
農林水産	10	10	—	
商工	5	5	—	
土木	11	10	△1	事業見直し等による減
教育	15	14	△1	事業見直し等による減
下水道	3	3	—	
国民健康保険	3	2	△1	事業見直し等による減
介護保険	2	2	—	
合計	132	133	＋1	

2．職員の給与の状況

（1）人件費の状況（令和7年度普通会計決算額）

住民基本台帳人口（R8.3.31現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）
13,502人	7,802,404千円	47,011千円	1,397,734千円	17.91%

※人件費とは、特別職の給料や報酬、職員の給料・手当・共済費などです。
※特別職とは、町長・副町長・町議会議員・農業委員会委員・教育委員会委員・監査委員・選挙管理委員会委員・消防団員及び各種審議会委員などをいいます。

（2）職員給与費の状況（令和8年度一般会計当初予算）

職員数（A）	給与費（千円）				1人当たりの給与費（B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
132人	485,194	107,798	198,307	791,299	5,995千円

※職員手当とは、扶養手当・管理職手当・時間外勤務手当・宿日直手当・通勤手当などで、退職手当は含まれていません。

3．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）職員の勤務時間（令和７年度）

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前８時30分	午後５時15分	午後０時～午後１時

（2）有給休暇の状況（令和７年）

制度の概要	平均取得日数
１年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越可能（最大40日）	9.5日

（3）育児休業の状況（令和７年度）

取得者数	取得期間			
	３か月以内	３～６か月	6～12か月	１～３年
13人	１人	２人	２人	８人

4．職員の分限及び懲戒処分の状況（令和７年度）

分限処分者				懲戒処分者				
免職	休職	降任	計	免職	停職	減給	戒告	計
—	—	—	—	—	—	—	—	—

※分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分で、公務能率の維持を目的として行われます。
※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

5．職員の服務の状況

（1）営利企業従事制限にかかる許可の状況（令和７年度）

申請件数	許可件数	内容
73件	73件	統計調査員・社会貢献活動等

6．職員の研修の状況（令和７年度）

研修区分	講座数	受講者数（人）	内容
階層別研修	4	23	新入職員研修、中堅職員研修など
専門研修	7	12	会計・税など行政事務研修
テーマ別研修	8	314	人事評価、情報セキュリティなど
その他	3	16	講演会聴講など
計	22	365	

7．職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）職員の定期健康診断の状況（令和７年度）

健康診断の種類	受診者数
定期健康診断（健康スクリーニング）	69人
人間ドック	63人

（2）職員互助会の設置

地方公務員法に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、坂城町職員互助会を設置し各種事業を行っています。

（3）公務災害補償の認定状況（令和７年度）

区分	認定件数
公務災害	１件
通勤災害	—

8．勤務条件に関する措置の要求の状況（令和７年度）

要求件数　なし

9．不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和７年度）

申し立て件数　なし

（7）職員手当の状況

○期末及び勤勉手当（令和７年度）

国			坂城町	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.250月分	1.050月分	1.250月分	1.050月分
12月期	1.275月分	1.075月分	1.275月分	1.075月分
計	2.525月分	2.125月分	2.525月分	2.125月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置		有	国に同じ	

○退職手当（R8年4月1日現在）

国			坂城町	
支給率	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
退職時特別昇給		無		

	区分	全職種
特殊勤務手当（７年度）	職員全体に占める手当支給職員の割合	9.2%
	支給対象職員１人当たりの平均支給年額	6,581円
	手当の種類（手当数）	６種
	代表的な手当の名称	徴収手当
		廃棄物、汚物等処理手当
		用地交渉手当

時間外勤務手当（７年度）	支給総額	52,666千円
	職員１人当たり支給年額	425千円

※選挙 投票・開票事務の手当も含まれています。

区分（７年度）	国の制度	国の制度との同異	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます	同じ	—
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額以上を超える家賃を支払っている職員、及び自己が所有する家に居住する職員に支給されます	一部異	町外に自ら居住する住宅を借り、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員は、相当する額の1/3
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用して、その運賃等を負担することを常例とする職員に支給されます	異	長野県と同額

（8）特別職の報酬等の状況（R8年4月1日現在）

区分		月額
給料	町長	810,000円
	副町長	670,000円
	教育長	602,000円